水産都市活力強化対策支援事業費補助金交付要綱の改正概要について

令和2年4月1日付けで行った水産都市活力強化対策支援事業費補助金交付要綱の一部改正について、その趣旨及び概要は下記のとおりである。

1 改正の趣旨

近年の水揚げ不足や水揚げ魚種の変動に対応するため魚市場への支援を強化し、産地魚市場の卸売事業や業務改善等運営体制を強化する活動を支援する内容へ要綱改正を行うもの。

2 改正の概要

(1)要綱本文

- ・第1の補助金対象経費に係る表記について、「水産物流通促進及び販売促進対策」から「水産 物水揚強化対策等」に変更。
- (2) 要綱別表(第2関係) ※別紙「改正概要のイメージ図」を併せて参照。

①事業種目

- ・前年度「I漁業生産及び魚市場水揚強化」について、魚市場の水揚強化に対する支援を 拡充することから、表記を「I魚市場の水揚及び運営体制の強化」に変更。
- ・前年度「Ⅱ水産加工生産及び水産物販売強化」について、目的を付加価値向上に限定することから、表記を「Ⅱ水産物付加価値向上及び水産物販売強化」に変更。
- ・前年度「Ⅲ水産加工品等の商品開発・改良等による生産体制強化」については廃止。

②事業の内容

- ア:事業種目 I について
 - ・前年度「(3) 水産加工原魚確保のための水揚強化推進」に水産物安定供給を追記し、「1 水産物安定供給、水産加工原魚確保のための水揚強化対策の推進」に変更。
 - ・魚市場の経営安定に資する事業支援を拡充することから,「2 魚市場における衛生管理,業務改善等を目的とした運営体制強化事業の推進」を追加。

イ:事業種目Ⅱについて

- ・前年度の事業種目 I「(2) 魚市場における水産加工原魚の付加価値向上推進」の対象を「水産加工原魚」から「水産物」全般へ拡充し、「1 水産物の付加価値向上対策の推進」に変更。
- ・前年度「1.生産地における販売強化対策」及び「2.消費地における販売強化対策」 について、目的及び対象事業を整理し「2 水産物の付加価値向上を主たる目的とす る生産地または消費地における情報発信、地域イベント、直売及び出張販売等の水産 物販売強化対策の推進(展示会、商談会を除く)」に変更。
- ウ:事業種目Ⅲについて
 - 廃止する。

③事業実施主体

・前年度は魚市場関係団体をはじめ水産加工等も含めた水産関係団体を事業実施主体としていたが、令和2年度では補助対象を魚市場(地方卸売市場の卸売業者)に限定。(中央

卸売市場の卸売業者についても対象外。)

・知事が特に認める団体については、魚市場の水揚強化に資する取組を行う団体に限定。

④補助対象経費

・事業メニューの見直しに伴い、令和2年度では「委託費:コンサルティング委託費」、「謝金:外部専門家等の派遣にかかる費用」を追加。

⑤補助上限額, 欄外注意書き

- ・魚市場での水揚強化等を重視し、事業種目 I の補助上限額を「2,000千円」、Ⅱを「1,000千円」、IとⅡの合計で「2,000千円」に変更。
- 申請回数制限を削除。

(3)要綱別記様式

・事業種目の内容を昨年度のものからR2年度のものに変更。

(4)要綱別紙

(変更なし。)